

# 公売公告兼見積価額の公告（公告第2号）

令和6年4月4日

由利本荘市長 湊 貴信



下記により差押財産等の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

|                  |   |
|------------------|---|
| 公売財産、公売保証金、見積価額  | 「公売公告兼見積価額の公告別紙」のとおり<br>なお対象物件は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。   |
| 公売方法             | 入札  |
| 公売参加申込期間         | 令和6年4月16日13時から令和6年5月7日23時まで   |
| 入札期間             | 令和6年5月14日13時から令和6年5月21日13時まで  |
| 公売及び開札場所         | 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上  |
| 売却決定の日時          | 令和6年6月11日10時  |
| 売却決定の場所          | 由利本荘市総務部収納課   |
| 買受代金の納付期限        | 令和6年6月11日14時30分<br>(ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書きその他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く)   |
| 買受人についての資格とその他要件 | 以下のいずれかに該当する者は、公売への参加及び財産を買受けることができません。<br>1. 国税徴収法第92条及び同法第108条に該当する者 2. 暴力団員等に該当する者 3. 「由利本荘市インターネット公売ガイドライン」第1・1.(1)～(7)に該当する者   |
| その他の公売条件         | 「由利本荘市インターネット公売ガイドライン」による。  |
| その他              | 1 「由利本荘市インターネット公売ガイドライン」やKSI官公庁オークション利用規約の内容を確認の上参加ください。<br>2 公売財産の入札をしようとする者（以下「入札者」という）は公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きが必要です。<br>3 公売保証金の納付は、クレジットカード（入札者名義に限る、ただし入札者等が法人の場合は当該法人代表者名義のもの）または銀行振込のいずれかの方法で納付してください。<br>4 公売保証金の納付を要する公売財産について入札は、その納付後でなければできません。<br>5 一度行った入札は、変更または取り消しすることはできません。<br>6 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者と決定し、落札金額を売却決定金額として売却決定を行います。<br>7 公売財産に係る差押徴収金の完納の事実が買受代金の納付の前に証明されたとき、または買受代金納付後であっても取り消すべき重大な理由があるときは売却決定を取り消します。<br>8 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。また、引渡しを行う財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿になり、公売財産に係る危険負担はその時をもって買受人に移転します。市は公売財産について瑕疵（かし）担保責任を負いません。<br>9 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。<br>10 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。<br>11 入札等により自己に係る情報等が第三者に知られ、若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、執行機関は何ら補償しません。<br>12 公売参加申込期間及び入札期間には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。 |

## 配当を受ける者の権利の申出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を由利本荘市収納課へ申し出てください。

# 公売公告兼見積価額の公告別紙

(公売財産の名称、数量、性質、所在、公売財産上の賃借権等の権利の内容、公売保証金及び見積価額)

|  |                                   |       |          |
|--|-----------------------------------|-------|----------|
| 売却区分番号   | 由本-2                              | 見積価額  | 410,000円 |
|  |                                   | 公売保証金 | 50,000円  |
| <p>不動産の表示 (不動産登記簿の表示による)</p> <p>(1) 所在 由利本荘市一番堰<br/>         地番 102番11<br/>         地目 宅地<br/>         地積 177.17m<sup>2</sup></p> <p>(2) 所在 由利本荘市一番堰<br/>         地番 102番12<br/>         地目 宅地 (現況公衆用道路)<br/>         地積 21.18m<sup>2</sup></p>  |                                   |       |          |
| <p>不動産の概要</p> <p>1 公法上の規制等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画地域 非線引都市計画区域</li> <li>・用途地域 第1種低層住居専用地域</li> <li>・建ぺい率 50%</li> <li>・容積率 80%</li> <li>・その他 高さ制限 10.0m<br/>             日影規制 建築基準法別表第4 1の(に)の(2)該当<br/>             建築基準法による外壁の後退距離1.0mの規制あり<br/>             防火地域指定なし (ただし建築基準法第22条指定地域)</li> </ul> <p>2 対象物件の状況に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地勢 平坦</li> <li>・形状 ほぼ長方形</li> <li>・接道状況 西側幅員4.0mの私道 (未舗装) 42条1項5号道路<br/>             (道路位置指定 昭和46年1月26日第1007号)<br/>             その一部は物件(2)で現況は公衆用道路となっている。</li> <li>・その他 文化財埋蔵地の指定なし<br/>             上下水道なし、ガスなし</li> </ul> <p>3 対象物件に関するその他事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。</li> <li>・雑草が生い茂っています。</li> <li>・工作物等の占有状況、土壌汚染に関する調査は行っておりません。</li> <li>・境界は確認しておりませんので隣地所有者と協議のうえ確定してください。</li> <li>・最寄り駅 JR羽越本線羽後本荘駅まで徒歩約17分</li> </ul> |                                   |       |          |
| その他事項  | 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。 |       |          |